

後期高齢者医療保険 からののお知らせ

8月は、被保険者証の更新時期です。新しい被保険者証は、7月中に郵送しますので、8月1日以降医療機関を受診する時は、新しい被保険者証をご提示ください。また、被保険者証の色がオレンジ色からピンク色に変わりますので、ご注意ください。

限度額認定証なども更新時期です。入院や手術などで医療機関を受診するときに、被保険者証に添えて窓口で提示すると支払い負担が限度額までになります。令和3年度に限度額認定証の交付を受けていた人で、負担区分が変更ない人については、新たに申請する必要がなく被保険者証と一緒に同封しますので医療機関で提示してください。新たに交付が必要な人は、窓口にて申請してください。

よくあるお問い合わせ

● 8月になっても被保険者証(保険証)が届きません

個人ごとに簡易書留でお送りしています。不在時などは、ご自宅に郵便局の不在票が入っている場合もありますので、ご確認の上、再配達などでお受け取りください。

● 保険証も不在票も届きません

ご家族が受け取っている場合がありますので、ご確認ください。また、郵便局へ転送などを依頼している人は、更新手続きをしているかもう一度ご確認ください。

● 手続きしていないのに後期高齢者の保険証が届きました

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行されるため、それまで加入していた国保や社保の資格が喪失されます。

● 国保と後期高齢者の保険証が届いたが、どちらを使うのか

75歳の誕生日の前日までは、国民健康保険の保険証を使用し、誕生日から後期高齢者の保険証を使います。

● 負担割合が1割から3割になった

窓口負担割合は、8月から翌年7月までを年度とし、毎年8月にその年度の住民税課税所得金額などによって判定されますので、負担割合が変更になることがあります。ただし、負担割合が3割となった人については、収入が一定基準額未満の場合は、申請により1割負担になる場合があります。



有効期限にご注意ください

- ① 今回交付している保険証(ピンク色)は、令和4年8月1日から9月30日まで使えます。
 - ・今年度は、10月1日から再度保険証が変わります。
 - ・今回交付した保険証(ピンク色)は、10月1日以降はご使用にならないでください。
- ② 令和4年10月1日からの新しい保険証(緑色)は9月中に交付します。新しい保険証は、令和5年7月31日まで使えます。
 - ・10月1日から使える保険証は、9月中に個人単位で郵送します。
 - ・一定以上の所得がある一部の人は、医療費の窓口負担割合が10月1日から2割になります。
 - ・現役並み所得者の人は、10月1日以降も3割負担になります。

〈今後の更新による有効期限と保険証の色〉

令和4年7月31日まで	8月1日～9月30日	10月1日～令和5年7月31日
オレンジ色	ピンク色 (7月郵送)	緑色 (9月郵送)※
		※一部の人は、負担割合が変更になります。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国民健康保険被保険者証(保険証)の更新について

8月は保険証の更新時期です。現在使用している保険証や限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。8月1日からは使用できなくなりますので、ご注意ください。8月1日以降に医療機関を受診される場合は、新しい保険証をご提示ください。

新しい保険証の有効期限は令和5年7月31日となります。



よくあるお問い合わせ

● 保険証が届きません!

新しい保険証は、7月下旬に世帯主様宛てに、世帯の国保加入者全員分をまとめてお送りします。郵便の「簡易書留」で住民票住所へお送りしますので、ご不在などで受け取りができなかったときは、不在票をご確認の上、期限内に郵便局に再配達を依頼してください。7月中にお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

● 保険証の有効期限が周りの人と違います!

令和5年7月31日までの間に70歳または75歳の誕生日を迎える人は、保険証が切り替わることから有効期限が違います。新しい保険証は、有効期限前に町または宮城県後期高齢者医療広域連合が発行し郵送します。

■ 70歳になる人の有効期限

⇒ 70歳になる誕生月の月末まで
翌月からは、国民健康保険証兼高齢受給者証に切り替わります(町が発行)。

■ 75歳になる人の有効期限

⇒ 75歳になる誕生日の前日まで
75歳になる誕生日当日からは、後期高齢者医療被保険者証に切り替わります(宮城県後期高齢者医療広域連合が発行)。

● 有効期限切れの保険証はどうすればいいの?

有効期限が切れた日以降に、細かく裁断して処分してください。町民税務課または歌津総合支所へ返還いただいても結構です。個人情報に記載されているものなので、処分方法には、充分にご確認ください。

● 国保の保険証が届いたけど、もう社会保険に加入しているので返却したいのですが?

国保以外の保険(社会保険や船員保険、共済組合など)に加入した場合は、国民健康保険の喪失届出が必要です。現在加入している保険の保険証と、届いた国保の保険証をお持ちの上、速やかに町民税務課窓口または歌津総合支所で手続きを行ってください。

詳しくは、広報南さんりく 令和4年3月号や町のホームページをご覧ください。

● 限度額適用認定証を交付されているのに、保険証と一緒に届きませんでした!

限度額適用認定証は、現在交付されている人でも8月1日以降に改めて交付申請を行う必要がありますので、町民税務課窓口または歌津総合支所で申請をお願いします。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

国保のドック、うけてみませんか?

国民健康保険の被保険者を対象に、人間ドックと脳ドックの健診を行います。対象となる人には、7月上旬に特定健診受診案内にお知らせ(申込書)を同封しますので、受診を希望する人は8月5日(金)までにお申し込みください。

- 対象者 南三陸町国民健康保険の被保険者で令和4年度中に次の年齢に達する人
 - ・人間ドック(ピンク色) 35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳
 - ・脳ドック(青色) 40歳～65歳

- 注意事項
 - ・定員に達した場合、受診できない場合があります。
 - ・健診実施日以前に国保資格を喪失した場合は、対象外となります。
 - ・人間ドックを受診する人は、特定健診・住民健診を受診することができません。
 - ※詳細は、7月に届いた対象者宛てに送付されるお知らせをご確認ください。

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373